

漢代の西域と敦煌の羌族*

柿沼陽平

要旨 懸泉漢簡所見の西域人のうち、康居・蘇雍の人びとはもっとも遠方より敦煌を訪れた者達であった。彼らを含む西域人は、天山南路・西域南路に沿って東進し、時には孔雀河沿いに、時にはホータン河沿いに、タクラマカン砂漠を縦断する経路をも活用しつつ、敦煌にやってきた。かくして漢代敦煌は国際色豊かな外交・交易の要衝となり、そこでは漢人・西域人・羌人が、完全には融合することなく、共存していた。とくに羌人はおもに遊牧に従属し、あるいは農耕に従事する者もいた可能性もあるが、交易に携わった形跡はない。彼らは、農業を主とする漢人や、外交・商業に携わる傾向の強い西域人とは異なる存在だった。羌人は独自の秩序を有し、別々の種族を構成していた。羌の人名や種族名の命名方法には羌人独自のルールもあり、ゆえに彼らは自身のアイデンティティを堅持していたと思われる。

キーワード 漢代 西域 楼蘭 敦煌 羌人

1. はじめに

前漢後期～後漢前期の西域諸国の名称や位置については、『史記』大宛列伝や『漢書』西域伝などに記録が散見する。西域諸国の詳細については、実地調査をふまえたスウェン＝ヘディンやオーレル＝スタイン以降の研究があるほか、歴代正史西域伝に対する訳注もあり¹、いまや多くのことが判明している。日本でも、大谷探險隊の現地調査にはじまり、白鳥庫吉氏や松田壽男氏以来の文献研究の蓄積がある。だが、それでもなお不鮮明な点はある。そのひとつは、西域と羌人との関係についてである。

羌人は一般に、青海湖以東の地（とくに蘭州付近）に住み、半農半牧の生活様式を営む人びとであったといわれることが多い。その様子や生活様式に関しては、馬長寿・周錫銀・李紹明・冉光栄・王明珂諸氏の古典的研究がある²。また『後漢書』西羌伝の訳注もある³。伝世文献をみると、漢代に羌人は次第に拡散し、とりわけ東方に進出したようである。その理由としては、自然環境の変化や、漢の侵攻による根拠地失陥といった点が挙げられている⁴。漢は「以夷制夷」政策の一環として、当初はすすん

* 本稿は、学会報告「漢代の西域と敦煌の羌族」Workshop: Chinese languages and its surroundings（2022年12月17日、於京都大学）に基づく。JSPS 科研費 JP21K00913 による研究成果の一部である。

¹ 余太山（2005）。

² 馬長寿（1984）、周錫銀・李紹明・冉光栄（1985）、羌族簡史編写組（1986）、黄烈（1987）、何光岳（2000）、王明珂（柿沼陽平訳）（2007：157-195）、同（2011：139-166）、同（2012：120-137）。

³ 早稲田大学長江流域文化研究所（2006：304-424）等。

⁴ 馬長寿（1984：91）は政治的要因を主要因とする。尚新麗（1997：5-6）は経済的要因、漢の対羌政策、気候的要因を挙げる。

で降羌を受け入れた⁵。その代表例として、漢側の将軍である趙充国や馬援による措置が挙げられ、羌人は他種族に先駆けて漢化し⁶、他種族以上に漢内部への内徙を許されたともいわれている⁷。内徙の定義は諸説あり、ゆえに事例数に関しても諸説あるが⁸、ともかく漢帝国の内部には多くの羌人が居住することになった。ところが後漢永初元年（107年）以降、羌人は後漢との対立を深め、対羌戦争が後漢滅亡の一因になり⁹、その戦費は莫大な額にのぼった¹⁰。こうしたなかで、羌人は西や南にも拡散していったといわれている¹¹。

以上によれば、漢代の羌人は隴西郡・金城郡一帯（現在の甘粛省・青海省一帯）を中心に、徐々に西・南・東に分布範囲を広げていったことになる。では、羌人は北には進出しなかったのか。王明珂氏によれば、「羌」とは基本的に外名（外部者が特定の間人集団をさすために創造もしくは使用する呼称）であり、漢帝国の拡張に伴い、漢人がその西北方面にいた雑多な非漢人を「羌」と呼んでいた。ゆえに漢代の羌人は、実際に移住や拡大をしていたというよりも、むしろ漢人の対非漢人認識の変化に伴って移住・拡大しているようにみえるにすぎないという¹²。これは、従来の諸説とは一線を画す考えである。だが「羌」が内名か外名かはともかく、いずれにせよ「羌」の北限がどこかという問題は残されている。周知の通り、蘭州や青海湖の北側には河西回廊があり、その西方には敦煌、さらにはシルクロードが広がっており、漢代には国際商業の舞台となる。とりわけ敦煌は、西域諸国の使者や商人が往来する玄関口にあたる。そこに「羌」はいたのか否か。

この問題を解き明かすうえで注目されるのが、西北地域出土の簡牘群である。たとえば居延漢簡には「羌」に関する記載が散見し、「反羌」（E.P.F22:235¹³）などの語がみえ、漢帝国と対立する羌人がいたとわかる。また居延漢簡に「天子將兵在天水聞羌胡欲擊河以西」（E.P.F22:325A）、肩水金關漢簡に「酒泉羌騎」（73EJT37:721）、「張掖居延縣破羌願與口」（72EJC:366）とあり、これらは羌人が張掖郡（居延県を含む）や酒泉郡・天水郡に及んでいたことをしめす¹⁴。もともと、これらの漢簡も、羌人が蘭州以北に散在していた証拠にはなるが、羌人が敦煌にまで達していたことをしめすものではない。

だが近年公開された敦煌懸泉漢簡には、羌人と敦煌との関係を明示する史料が数多く含まれていた¹⁵。懸泉漢簡は敦煌市の「懸泉置」とよばれる郵駅関係の漢代遺跡から発見された簡牘群で、その内容は詔書・通行文書・律令・司法文書・簿籍・私信・典籍など、多種にわたる。それによって、羌人が敦

⁵ 楊建新（1988：199）、李紀祥（1977：449）。

⁶ 李紀祥（1977：443）。

⁷ 熊谷滋三（1988：49）。また熊谷氏は、「内徙」を行った馬氏・竇氏・梁氏は羌と密接な関係にあったことから、塞内羌は必ずしも過酷な環境に置かれていなかったとし、ゆえに反乱もしにくかったとする。

⁸ 熊谷滋三（1988）は4例、埒博（1981）は6例を挙げ、黄烈（1987）は後漢時代の29例を挙げる。

⁹ 多田狷介（1999：49-76）。

¹⁰ 柿沼陽平（2018B：63-101）。

¹¹ 顧頡剛（1977）、錢伯泉（1984：34-40）。

¹² 王明珂（柿沼陽平訳）（2011:139-166）。

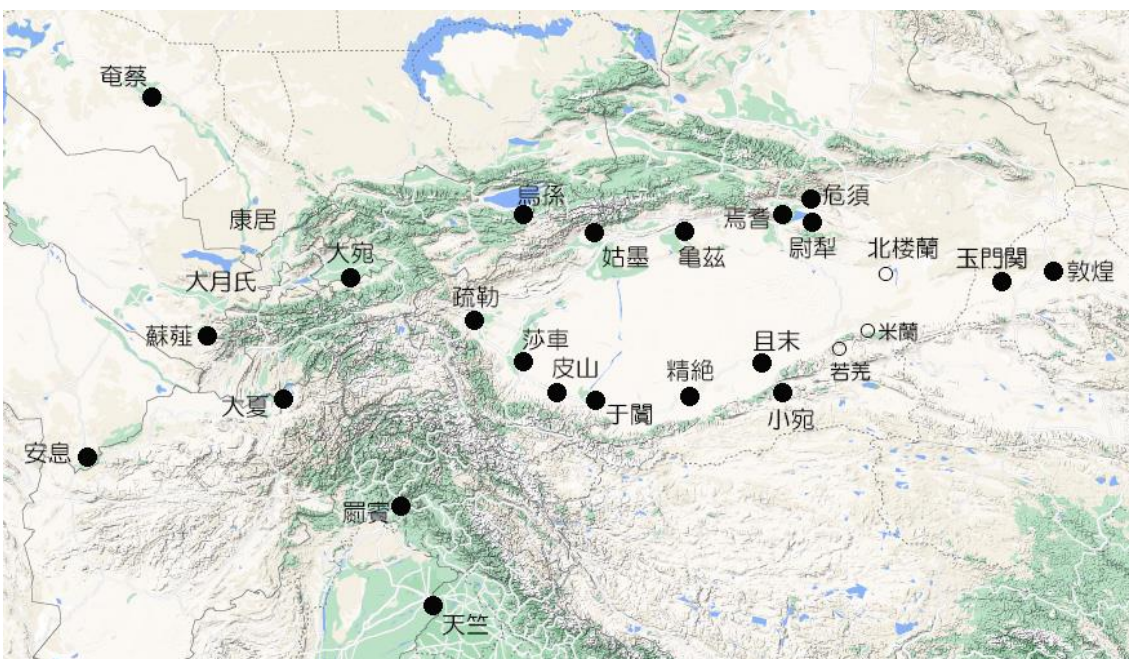
¹³ 甘粛省文物考古研究所・甘粛省博物館・文物部古文献研究所・中国社会科学院歴史研究所編（1994）。

¹⁴ 甘粛簡牘保護研究中心等編（2011-2016）。

¹⁵ 懸泉漢簡の積文については胡平生・張徳芳（2001）のほかに、写真・積文をふくむ甘粛簡牘博物館・甘粛省文物考古研究所・陝西師範大学人文社会科学高等研究院・清華大学出土文献研究与保護中心編（2019）、甘粛簡牘博物館・甘粛省文物考古研究所・陝西師範大学人文社会科学高等研究院・清華大学出土文献研究与保護中心編（2020）、張徳芳（2009）がある。

煌に達していたことは明瞭となった。しかも懸泉漢簡には、西域諸国の使者や商人に関する記載もあり、漢人・西域人・羌人の三者関係が改めて問われることになる。すなわち、敦煌在住の羌人は具体的にいかなる生活を営み、漢帝国やシルクロードとどう関わり、漢人・西域人とどのような関係性を有したのか。

これらの問題に関しては、目下すでいくつかの研究があり、初歩的な分析がおこなわれている¹⁶。そこで本稿では先行研究の驥尾に付し、まず敦煌を訪れた西域諸国の国名と位置を確認し、それらの人びとがどのルートを通して敦煌にやってきたのかを確認する。そのうえで、敦煌における漢人・西域人・羌人の三者関係について検討したい。



[図1] 漢代の西域 (●は漢代の王国、○は現代の地名。ただし北楼蘭は本稿の造語)

2. パミール高原とその西方から到来した人びと

まずは漢代敦煌を訪れた西域諸国の様子を概観してみよう。懸泉漢簡 (II90DXT0216②877) によれば、康居王の使者は、蘇犂王の使者とともに敦煌を訪れている¹⁷。

康居王使者楊伯刀・副扁闐、蘇犂王使者姑墨、副沙因即・貴人爲匿等皆叩頭自言……。

ここにみられる「蘇犂」とは、『史記』『漢書』等に散見する「蘇薤」国であろう。『漢書』巻96西域伝上や『通典』巻193边防9西戎5康居条によれば、蘇薤国は長安から「萬二千三百里」離れている。漢代では1里=400m程度ゆえ、12300里は4920km程度である。『漢書』西域伝上によれば、康居国には5人の「小王」(蘇薤・附墨・窳匿・罽城・奥鞬)がおり、陽関(敦煌西方の関所)までの距離は、蘇薤・附墨が8025里、窳匿が7525里、罽城が8555里、奥鞬が8355里であったとされる。『漢書』西域

¹⁶ 胡平生・張徳芳 (2001)、郝樹声・張徳芳 (2009)、汪桂海 (2010)。

¹⁷ 懸泉漢簡に基づいて漢帝国と康居との関係について検討した論文として袁延勝 (2009) がある。

伝に「凡五王、屬康居」とあり、これら小王国は、康居本国ではなく、あくまでも康居国の属国であった¹⁸。それでは、蘇薤はどこにあったのか。陽関からの距離（里数）をしめす前掲史料（12300里、4920km）を信じるならば、蘇薤は現在のトルコやシリアに位置したことになり、それでは遠すぎる。ゆえに前掲史料の里数は、直線距離ではありえず、一部の論者も論ずるように、そもそも実際の旅程をしめしたものであるかどうかも疑問がのこる。

そこで『新唐書』巻221西域列伝下をみると、

史、或曰佉沙、曰羯霜那、居獨莫水南康居小王蘇薤城故地。

とあり、「蘇薤」はのちの史国（羯霜那、Shahrisabz）にあるとある。史国はソグディアナに位置し、ソグディアナはソグド人（粟弋人）に由来する地域名である。それでは「蘇薤」はソグディアナに位置した国であったことになるのかといえ、答えはそう単純ではない。というのも、『晋書』巻97四夷伝西戎康居国条には、

康居國在大宛西北可二千里、與粟弋・伊列鄰接。其王居蘇薤城。

とあり、康居の拠点（蘇薤）が「粟弋」に「鄰接」していたとあるからである。これは一見すると、康居の拠点（蘇薤）が「粟弋」内部にはなかったことをしめすかのようである。しかも『史記』巻123大宛列伝には、

及宛西小國驩潛・大益、宛東姑師・扞采・蘇薤之屬、皆隨漢使獻見天子。

とあり、「姑師・扞采・蘇薤之屬」が大宛以東に位置したかのごとく示されている。後述するように、大宛はフェルガナに位置する国であり、この点はいまや疑いえない。すると『史記』によれば、「姑師・扞采・蘇薤之屬」はフェルガナ以東の国々であったことになるが、それは本当であろうか。

そこで伝世文献をしらべると、「姑師」と「扞采」はたしかにフェルガナ以東の国である。このことをふまえて、白鳥庫吉はつぎのように論じている。①前掲『晋書』四夷伝によれば、蘇薤は「粟弋」（ソグディアナ）の内部には位置していないことになる。②前掲『漢書』西域伝によれば、蘇薤は「粟弋」の属国であり、蘇薤と粟弋は隣接していたと考えるべきである。③前掲『史記』大宛列伝によれば、蘇薤は「宛東」に位置することになるが、もし蘇薤がフェルガナの真東にあれば、粟弋とは隣接しえないことから、漢代の蘇薤の位置は真東からずれていた可能性が高い。以上の①～③をふまえると、蘇薤は大宛の北東に位置していたと考えられる¹⁹。以上が白鳥説である。これは、諸史料間の矛盾を解消しようと図った巧妙な説である。だが残念ながら、推測によるところが大きい。

これに対して余太山は、前掲『史記』大宛列伝の「宛東」を「宛西」の誤記とし、「蘇薤」が Soghd の音訳である可能性を指摘している²⁰。これも推測ではあるが、『資治通鑑』巻21漢紀武帝元封6年条に「及諸小國驩潛・大益・車（姑）師・扞采・蘇薤之屬、皆隨漢使獻見天子」に作り、そこに「宛西」

¹⁸ 『漢書』巻96西域伝「康居國、王冬治樂越匿地。到卑闐城。去長安萬二千三百里。不屬都護。……康居有小王五。一曰蘇薤王、治蘇薤城、去都護五千七百七十六里、去陽關八千二十五里。二曰附墨王、治附墨城、去都護五千七百六十七里、去陽關八千二十五里。三曰窳匿王、治窳匿城、去都護五千二百六十六里、去陽關七千五百二十五里。四曰罽王、治罽城、去都護六千二百九十六里、去陽關八千五百五十五里。五曰輿鞬王、治輿鞬城、去都護六千九百六里、去陽關八千三百五十五里。凡五王、屬康居」。

¹⁹ 白鳥庫吉（1970：90-91）。

²⁰ 余太山（2003：122、239）。

と「宛東」の語はない。『資治通鑑』は後世の編纂史料にすぎないが、編者の司馬光も「宛東」の二字の存在に疑問を抱き、削除したものと思われる。すると余太山も指摘するように、前掲『史記』大宛列伝には誤記がある可能性があり、蘇薤をフェルガナ北東とする必然性は失われることになる。

しかも白鳥庫吉は『晋書』四夷列伝をふまえ、蘇薤城は「栗弋」に位置しないとするが（前掲①②）、ここでの「栗弋」は、いわゆるソグディアナ地方を意味する地理的範疇とは限らず、むしろソグド人集団やその政体を意味する政治的・民族的範疇である可能性がある。すると蘇薤城は、政治的・民族的にはソグド人集団の直接統治を受け入れていたわけではなかったものの、地理的にはいわゆるソグディアナ地方に位置していた可能性が浮上するのである。そう考えれば、いちおうすべての史料を整合的に解釈できる。つまり結論としては、前掲『旧唐書』がのべるように、漢代の「蘇薤」城は Shahrīsabz（のちの史国、羯霜那）に位置したとみてよい。

以上の点をふまえ、あらためて検討すべきが、漢簡にもみえる「康居」の位置である。漢代の康居と蘇薤が別々の国である点は伝世文献にもべられているところであるが、前掲懸泉漢簡（H0216② 877-883）によって、それは改めて裏づけられたことになる。では漢代の康居とはいかなる勢力か。周知のごとく、隋唐期の「康居」はサマルカンド（Samarqand）をさす。だが『史記』大宛列伝によれば、前漢期の康居はほんらい大宛の「西北」もしくは「北」に位置する遊牧集団よりなる小国で、大宛の北東には匈奴、西には大月氏、西南には大夏、東北には烏孫、東には扞罽・于闐があったとされている。ゆえに大宛はフェルガナに位置していたものと考えられ²¹、前漢期の康居は大宛（フェルガナ）との相対的位置関係から推して、「フェルガナ北方からトルキスタン方面にいたる地域で遊牧生活を営む集団」であったことになる²²。康居は、大月氏とはべつの国であったとされるが、しかし両者の習俗は類似し、康居はやがてサマルカンドに移住して「康国」を建国し、当該王族は後々「月氏人」として語りつがれるようになる²³。一方、既述のとおり、晋代の康居は蘇薤を拠点とし、蘇薤は一貫してサマルカンド以南に位置していた。すると康居は、漢代にはすでにサマルカンド周辺に影響力をもっており、漢魏交替期にはさらにサマルカンド周辺を直接統治下におくに至ったものと解釈される²⁴。

²¹ Pullyblank（1966: 9-39）は「大宛＝ソグディアナ」とするが、多くの論者は「大宛＝フェルガナ」とし、最近では Étienne de La Vaissière（2004/2019 邦訳：16-17）が地理学・考古学をふまえ、改めて「大宛＝フェルガナ」説を裏づけている。

²² 『史記』大宛列伝「騫身所至者大宛・大月氏・大夏・康居、而傳聞其旁大國五六、具為天子言之。曰「大宛在匈奴西南、在漢正西、去漢可萬里。……其屬邑大小七十餘城……其北則康居、西則大月氏、西南則大夏、東北則烏孫、東則扞罽・于闐。于闐之西、則水皆西流、注西海。其東水東流、注鹽澤。……而樓蘭・姑師邑有城郭、臨鹽澤。鹽澤去長安可五千里。匈奴右方居鹽澤以東、至隴西長城、南接羌、鬲漢道焉。烏孫在大宛東北可二千里、行國、隨畜、與匈奴同俗。康居在大宛西北可二千里、行國、與月氏大同俗。……與大宛鄰國。國小、南羈事月氏、東羈事匈奴。大月氏在大宛西可二三百里、居媯水北。其南則大夏、西則安息、北則康居。行國也、隨畜移徙、與匈奴同俗。……故時疆、輕匈奴、及冒頓立、攻破月氏、至匈奴老上單于、殺月氏王、以其頭為飲器。始月氏居敦煌・祁連間、及為匈奴所敗、乃遠去、過宛、西擊大夏而臣之、遂都媯水北、為王庭。其餘小眾不能去者、保南山羌、號小月氏」。

²³ 『魏書』卷 102 西域列伝康国条「康國者、康居之後也。遷徙無常、不恆故地、自漢以來、相承不絕。其王本姓溫、月氏人也」。

²⁴ 関尾史郎（2019：242）は「柿沼陽平氏は、第一次「北伐」であえて西方に偏った祁山道が採られたのは、「支富や康植らの援軍を得やすい涼州方面に進出しようとした」からだとするが（同『劉備と諸葛亮』、221頁）、支富を「商人をひきいる人物」、康植を「軍団をひきいる人物」とするなど（同、220頁）、一部に誤解があるようだ」と批判する。だが柿沼陽平（2018A: 220～221）は正確には「一般的に、支富は月支（中央アジアのパミール高原西側にすむ遊牧民の大月氏）の商人をひきいる人物、康植は康国の軍団をひきいる人物で、涼州に散在する西域商人集団を統括していたといわれる。彼らは曹魏と通商関係をもつとともに、蜀漢との連携も図っていたのである（森安 2007）。ただ、まさかサマ

以上によれば、康居・蘇雍の人びとはいわゆるソグディアナ地方の者を含んでいたことになる。そして、目下公開されている懸泉漢簡をみるかぎりでは、彼らこそはもっとも遠方から敦煌を訪れた西域人であったと思われる。なお敦煌懸泉漢簡（稟第 51 条、II0114②：293）には「中郎安意」なる人物が登場し、「中郎」は官職名、「安」はソグド姓、もしくは安息（Parthia）にちなんだ姓と考えられるが、「安息」の国名は目下漢簡にみえない。また伝世文献によれば、康居北西には「奄蔡」なる遊牧集団がおり²⁵、現在のクズロルダ（Kyzylorda）からアラル海（Orol dengizi）に至るシル河流域にいたとおぼしいが、彼らも漢簡には登場しない。

3. パミール以東のシルクロード

つぎにパミール以東の様子をみてみよう。懸泉漢簡によれば、康居・蘇雍を含む国々の関係者は、東進してパミールを越えたのち、いくつかの経路のうち、そのどれかを通して敦煌に赴いたようである。その点については、つとに郝樹声氏・張徳芳氏が関連史料を収集しているほか、金秉駿氏の研究がある。とくに金氏によれば、西域人は天山南路、もしくは西域南道に沿って敦煌に赴き、各沿線にはオアシス国家が複数ならび、諸国の人びとはまとまって移動したという。

そこでパミール以東の国名を確認すると、懸泉漢簡には、

姑墨王遣使者休靡奉獻橐佗馬（IT0209⑤:8）。

出送龜茲王傳車二乘白車四乘□□□（I91DXT0405④A:24）。

とあり、天山南路沿いの「姑墨」（現在のアクス）や「龜茲」（現在のクチャ）の王が敦煌に使者を派遣している。懸泉漢簡には「車師前王使者（I91DXT0404④A:7）」や「疏勒王使者（I90DXT0208S:35）」も登場する。車師前国は焉耆北東に位置する国、疏勒はカシュガル付近の国である。

また次簡（I91DXT0309③:98）は、「大月氏」と「龜茲」の人物が一緒になって天山南路をへて、敦煌を訪れたことをしめす。

歸義大月氏貴人一人、貴人業（僕？）一人、男一人。自來龜茲王使者二人、貴人三人、凡九人。

以上は天山南路の国々である。懸泉漢簡の大月氏に関しては、すでに初歩的研究がある²⁶。

一方、次簡（I91DXT0309③:97）は、大月氏や大宛の者が、タリム盆地西端の国（疎勒）やタリム盆地南側の国（于闐・莎車・渠勒・精絶・扞彌）の者と同道した可能性を示唆する。

客大月氏・大宛・疎勒・于闐・莎車・渠勒・精絶・扞彌王使者十八人・貴人□人……。

ルカンドから援軍がくるわけがないので、じっさいには涼州などに散在する中央アジア系の人びとが蜀漢に加勢をしたということであろう。安定郡に月支城なるところがあり、この時期に曹魏にそむいたことが知られているので、彼らはそのあたりにいたのではないかとする。つまり私は俗説を批判し、支富や康植を「涼州などに散在する中央アジア系の人びとで、曹魏とも蜀漢とも関係を有していた」と結論づけたのであり、関尾氏は拙著を誤読している。また関尾氏は「涼州諸国王」や「胡侯」を「全て虚構の称号」とするが（244 頁）、これには根拠がない。むしろ『三国志』巻 1 魏書武帝紀「初隴西宋建自稱河首平漢王、聚眾枹罕、改元、置百官、三十餘年」のごとく後漢末の隴西には王を自称する者がいた。また著名なソグド語古代書簡にはソグディアナから涼州に到来し、涼州で自律的秩序を有する集団を築いていたソグド人の様子が描かれている。よって涼州にそうした「王」を自称する者がおり、その部下（支富・康植）が月氏やサマルカンドに出自をもつ人びとの集団を率いていた可能性は十分にある。それを「虚構の称号」とするのは、関尾氏が中国王朝側の視点に立っているためにほかならない。

²⁵ 『史記』大宛列伝「奄蔡在康居西北可二千里、行國、與康居大同俗。控弦者十餘萬。臨大澤、無崖、蓋乃北海云」。

²⁶ 馬智全（2012：13-18）、小谷仲男（2015：15-37）。

また次簡 (I90DXT0116②:106) 所見の「疎勒・于闐・渠勒・皮山・小宛」は、タリム盆地南側の諸国を西から順番に数えあげたものである。

舉案罷斥候千人輔迎疎勒・于闐・渠勒・皮山・小宛口……。

これらによれば、最西の大月氏や大宛はキャラバン隊を組織して東進し、疏勒（カシュガル）を經由して、タリム盆地南側の諸国に立ち寄り、当該諸国の使者とともに敦煌に至った可能性が高い。この点は金秉駿氏もつとに指摘しており、ゆえに金氏は、タリム盆地以西の諸国が疎勒付近まですすんだのち、タリム盆地北側ルート（天山南路）かタリム盆地南側ルート（西域南道）かを選択し、各沿線上の者はまとまって敦煌に向かったとする。

たしかに、天山南路と西域南路の存在は『漢書』巻 96 西域伝上にもみえ、漢側にも広く知られた経路であった²⁷。また松田壽男氏が論ずるように、『漢書』西域伝上にはさらに天山北路の存在も示唆され、それは匈奴の支配下にあった²⁸。かかる天山北路に関しては、『三国志』巻 30 東夷伝評裴松之注引魚豢『魏略』西戎伝にはっきりとした記述があるが、そこには混乱もあり、その大筋はむしろ『漢書』西域伝上に依拠している²⁹。よって天山北路の存在が漢代にさかのぼることは明白である。つまり漢代には、すでに天山北路・天山南路・西域南路の存在が知られており、そのなかでも天山南路と西域南路が敦煌への経路として、漢側にとくに認識・利用されていたことになる。前掲懸泉漢簡はまさにそのことを裏づける。

だが懸泉漢簡をみると、天山南路上の国と西域南路上の国が同一簡上に一緒に登場する例も、じつは皆無ではない。

來清絶・危須游到毋察移效穀口 (IIT0111①:457)。

ここでの「清絶」はタリム盆地南側に位置する国であり、現在のニヤ遺跡はその関連遺跡であったと目されている³⁰。一方、「危須」は、伝世文献によれば、焉耆・伊犁の隣国である。「元康五年」の紀年をふくむ懸泉漢簡 (I91DXT0310③:13) に「危須王」の語がみえるため、危須王国の起源は元康 5 年（前 61 年）以前に遡る。

また次簡 (I91DXT0309③:20A) には、「烏孫」と「莎車」が登場する。

烏孫・莎車王使者四人・貴人十七【人】獻橐佗六匹。陽賜記教。

文中の【】内には文字が欠けており、文意から文字を補った。「莎車」はタリム盆地南側に位置する国である。また「烏孫」は一種の遊牧民であり、その本拠地はイシク・クル（清池）南岸にあったと目されている。ただし、懸泉漢簡に「以給烏孫諸國客獻罷…… (I90DXT0109②:34)」とあるように、「烏孫」はいくつかの国の総称でもある。ここでいう「國」とは、おそらく現代の国民国家のようなものではなく、のちのモンゴル時代の「ウルス (ulus)」のごときのものであろう。そして居延漢簡 (387.19、562.27) に「烏孫小昆彌」、敦煌漢簡 (2210、TH.1915) に「烏孫小昆彌」、懸泉漢簡 (V1509②:4、積粹 205) に「烏孫小昆彌」、懸泉漢簡 (V1712⑤:1、積粹 203、V1611③:118、積粹 204) に「烏孫大昆彌」

²⁷ 『漢書』巻 96 西域伝上「白玉門・陽關出西域有兩道。從鄯善傍南山北、波河西行至莎車、爲南道。南道西踰葱嶺則出大月氏・安息。自車師前王廷隨北山、波河西行至疏勒、爲北道。北道西踰葱嶺則出大宛、康居、奄蔡焉。」

²⁸ 松田壽男 (1970 : 3-24)。

²⁹ 松田壽男 (1970 : 118-121)。

³⁰ 長澤和俊 (1996 : 228-266)。

とあることから推せば、「烏孫」には大昆彌・小昆彌の別があり、それぞれが大小の集団を率いる長であり、彼らが「烏孫諸國」を構成したと考えられる。そして前掲簡 (IT0309③:20AB) をみると、莎車と烏孫の使者はいずこかで合流し、敦煌に至ったことになる。また次簡 (IT0309③:19) には「于闐」・「渠犂」・「疎勒」がみえ、やはりそこにはタリム盆地の北と南の国名が含まれている。

使送于闐王、渠犂・疎勒諸國客爲駕二封軺傳載從者一人……

以上によれば、タリム盆地の北側と南側の国々は、しばしば合流する場合もあった。それでは、彼らはいったいどのように合流したのか。まず想定されるのは、彼らが天山南路と西域南路の狭間に広がるタクラマカン砂漠（孔雀河流域とホータン河流域を除く）を縦断しつつ、徐々に集合して敦煌に赴いた可能性である。ただし、河道に沿うことなくタクラマカン砂漠を縦断した例は、史上皆無ではないものの³¹、ほとんど類例はなく、そこには大きな困難が伴い、あまり現実的ではない。なぜならタクラマカン砂漠の途中で水分を補給するのは至難の業だからである

そこでまず注目すべきが、孔雀河流域を縦断する経路の存在である。孔雀河流域には、現在も漢代烽燧跡が点々と残っており³²、漢代にはその途上に、ロプ湖と楼蘭王国もあった。じっさいに懸泉漢簡 (VT1310③162) には、

永光元年二月癸亥、敦煌太守守屬漢剛送客移過所縣置自來焉耆・危須・鄯善副使……。

とあり、鄯善—焉耆—危須間は漢代にすでにつながっており、三国はみな孔雀河流域に位置していた。また慧生という仏僧は、北魏神龜元年（518年）に中国から西行したさいに、「京師（神龜1年11月出發）→（40日）→赤嶺→（20日）→吐谷渾国→（3500里）→鄯善城→（1600里）→且末城→（3750里）→末城→（22里）→捍磨城→（878里）→于闐国→朱駒波国（神龜2年7月29日到着）→渴盤陀国→（600里）→葱嶺山」という経路をたどっている³³。このとき彼が孔雀河に沿って移動したことは明白である。

またホータン河流域を縦断する経路にも注目される。実際に、後秦高祖弘始6年（404年）に仏法を求めて西進した智猛は、長安から涼州・陽関をへて、鄯善・龜茲・于闐の諸国をめぐり、于闐の西南から葱嶺（パミール）に向かっており³⁴、龜茲から于闐にゆくさいにホータン河を南下したものと考えられる。

以上によれば、清絶・危須の者や、于闐・渠犂・疎勒・烏孫・莎車の者は、以上の孔雀河経路とホータン河経路のいずれかをへて、途中で合流し、ともに敦煌に赴いたのであろう。

4. 敦煌の羌人とその生業

³¹ ホータン河や孔雀河に頼ることなく、タクラマカン砂漠のど真ん中を縦断した数少ない先例が橘瑞超氏である。橘瑞超（2004：209-335）参照。

³² 張安福・田海峰（2021）。

³³ 北魏・僧惠生『使西域記』「魏神龜元年十一月冬、太后遣崇立寺比丘惠生與敦煌人宋雲、向西域取經、凡得百七十部。……初發京師。西行四十日、至赤嶺、即國之西疆也。山無草木、有鳥鼠、同穴。又西行二十日、至吐谷渾國。又西行三千五百里、至鄯善城、又西行千六百里、至且末城。……又西行千三百七十五里、至末城。又西行二十二里、至捍磨城。……又西行八百七十八里、至于闐國」（大正51・866下）。なお『大正新脩大藏經』より引用する場合には「大正十卷数+頁数+段（上・中・下）」の形で出典を略記する。

³⁴ 『出三藏記集』卷15 智猛法師伝「釋智猛、雍州京兆郡新豐縣人也。……遂以僞秦弘始六年戊辰之歲。……至涼州城。……遂歷鄯鄯龜茲于闐諸國。備觀風俗。從于闐西南行二千里。始登葱嶺」（大正55・113中）。

以上本稿では、漢代西域の経路と諸国の位置を確認した。東進する西域人の大半は、やがて敦煌に流入し、敦煌は多種多様な顔つきの人びとがゆきかい、さまざまな言語が飛び交う国際都市となった。では、漢人・西域人・羌人の関係はどのようなものであったのか。

敦煌在住の漢人についてはすでに多くの研究があり、農民や兵士が多いことが知られている。また敦煌来訪中の西域人は、金秉駿氏も指摘するように、おおむね外交使節の名義のもとで東西交易を図る者達であった³⁵。だが、なかには外交使節を名乗らぬまま、商業に従事する「胡人」もいた。

・胡人歸義占數、敦煌稟食。縣官長吏宜數存問所疾苦。其爲吏民庸舍、長者當廬有賈、以爲之本業 (I90DXT0116②:62)。

ここでの「胡」は、懸泉漢簡に「□諸國胡客往來過稟食傳馬如 (I90DXT0207②:9)」とあるごとく、西域諸国にまたがって存在する人びとで、匈奴をさす場合もあり³⁶、非漢人の汎称のようである。また懸泉漢簡 (IIT0111①:223) には「戎」も登場する。

宗守奉法、吏毋入。衆中不道、或賊殺人、不發覺、御史胡君使案驗、通等皆亡。疑過豪吏民臧匿人、變更名姓、往來州部、以吏逐事商賈爲名戎。十一月中、過姑臧葦亭西。堪與臨涇。游徼胡君郎……。

これによると、「不道」「賊殺人」の犯罪者に関して「御史胡君」は立件を試みたが、当該犯罪者は「豪吏民」に匿われて州境を越え、「商賈」に付き従い、「戎」の偽名を用いて逃亡を図った。逃亡先の一つは武威郡姑臧県のようで、「御史胡君」「游徼胡君郎」は「胡」字を含み、非漢人であろう。本文によれば、敦煌郡・武威郡には「戎」の商人もいた。「胡」と「戎」の意味をめぐる諸説あり³⁷、いまいち両者の相異点は判然としないが、いずれも非漢人をさすのは間違いない。

以上の戎・胡に加え、懸泉漢簡には「羌」も登場するが、敦煌の羌人が商業に関与した証拠は見当たらない。かつて王明珂氏は、対羌戦争において漢側が捕らえた羌人の家畜がウシ・ウマ・ヒツジを含み、ラクダをほぼ含まぬことから、羌人は遠距離商業に従事していなかったとしたが³⁸、現時点で、その説は可能性が高い。それでは、敦煌の羌人はいかに生活を送り、漢は彼らをどう統治したのか。

すでに馬智全氏らも指摘しているように、敦煌の羌人は馬や羊を遊牧していた可能性が高い³⁹。懸泉漢簡 (積粹第 214 条、II0214①214+II0214①26+II0114③440) はまさにその一証とみなされる。

……年八月中、徙居博望萬年亭。徼外歸兩谷、東與歸何相近。去年九月中、驢掌子男芒封與歸何弟封當爭言鬪、封唐以股刀刺傷芒封二所、驢掌與弟嘉良等十餘人共奪歸何馬廿匹・羊四百頭。……羌人逐水草移徙……。

文中の芒封はおそらく後掲懸泉漢簡所見の羌人の「封芒」(II0214①:4) と同一人物、もしくはその関

³⁵ 金秉駿 (2016 : 530-550)。

³⁶ 懸泉漢簡 (⑩2000ES9SF3:4ABCDE) 「建武四年九月戊子、從史閔敢言之。行道、以月十日到橐他候官、遇橐他守尉馮承。言「今月二日、胡虜入酒泉□□□(A)。入肩水塞、略得焦鳳牛十餘頭・羌女子一人、將西渡河。虜四騎止都倉西、放馬。六十餘騎止金關西。月九日日蝕時□(B)」とあり、建武4年9月に「胡虜」が侵攻し、「焦鳳牛十餘頭・羌女子一人」を奪った事件に関するものである。本文の「胡虜」は匈奴と解される。一方、懸泉漢簡 (IT0210①:83) には「胡王使者」が登場するが、匈奴は一般に「單于」を戴くもので、その配下には「日逐王」(IT0309③:167) もいるが、「胡王」とは書き分けられている。すると、「胡」の範疇は文脈に応じて変化するとみられる。

³⁷ 漢簡所見の「胡」字に関しては陳勇 (2005 : 60-68)、宋超 (2012 : 69-84)。

³⁸ 王明珂 (柿沼陽平訳 2007 : 157-195)。

³⁹ 馬智全 (2011 : 38-43)。

係者である。また本文末尾の「逐水草」は遊牧をさす慣用表現⁴⁰、その主語も羌人である。よって本文は、羌人が遊牧をしていた証左とみなされる。

また懸泉漢簡には「護羌校尉」・「護羌使者」・「主羌使者」・「護羌都吏」・「主羌史」等の官名がみえ、彼らは敦煌の羌人を管轄していた。そのなかでも護羌使者の属官には「從事田掾」がいたようであり、そうすると羌人には農業従事者もいた可能性がある。馬智全氏らはその点に否定的だが、懸泉漢簡（釈粹第 227 条、II0214①：74）は、農耕に従事する羌人の存在を窺わせる史料かもしれない。

入東、合檄四。其二從事田掾印、二敦煌長印。一詣牧君治所、一詣護羌使者幕府口。

護羌使者は、護羌校尉の属官や、幕府を有する巡察官⁴¹、もしくは護羌校尉の前身とされるが⁴²、本文によれば、少なくとも護羌使者は開府し、皇帝と羌人をつなぐ使者役にとどまらず、田畑管理をふくむ羌人関連業務を管轄していた可能性がある。むろん筆者も、この史料だけで十分に実証できたとは思っていないので、農業に従事した羌人がいたか否かは、今後の検討課題として残しておきたい。

ちなみに護羌使者は、複数の「部」（管轄区域）を巡察し、犯罪を取り締まり⁴³、時には自ら武具を携えて羌人と戦っているが⁴⁴、前 86 年以降の両漢交替期（新朝期を除く）の命令文とおぼしき懸泉漢簡（釈粹第 51 条、II0114②：293）には「破羌將軍」も登場する⁴⁵。破羌將軍は「破羌」を目的とする將軍号で、著名な任官者に辛武賢がおり⁴⁶、懸泉漢簡（釈粹第 239 条、II0114③：214）にも「破羌將軍・西河太守臣武賢」とみえる。羌人討伐には後將軍趙充国や強弩將軍許延寿が随行した例もあるが、破羌將軍が対羌軍事の担い手の一人であったのは間違いない⁴⁷。このほかに護羌校尉もおり、護羌使者・破羌將軍の三者関係が問題となるが、その詳細も今後の課題であろう。いずれにせよ対羌軍内には「羌騎」が含まれることもあり⁴⁸、一部の論者がのべるように、「以夷制夷」思想の発露と解せる。

5. 羌人社会の自律的秩序

⁴⁰ 楊富学・樊麗沙（森田大智訳 2022：247-267）。

⁴¹ 郝樹声・張徳芳（2009：161-176）。

⁴² 佐藤達郎（2018：215-242）。

⁴³ 懸泉漢簡（釈粹第 222 条、II0215③：83）「護羌使者方行部、有以馬爲盜、長必坐論。過廣至、傳馬見四匹、皆瘦、問廢吏言「十五匹送使者、太守用十四」。

⁴⁴ 懸泉漢簡（釈粹第 225 条、I0112②：39）「護羌使者良射傷羌男子。良對曰「傷、送調馬已死」。第廿(A)。護羌使者良射傷羌男子。對「傷者送調馬已死」(B)。

⁴⁵ 「十一月丁巳、中郎安意使領護敦煌・酒泉・張掖・武威・金城郡農田官、常平糴、調均錢穀、以大司農丞印封、下敦煌・酒泉・張掖・武威・金城郡太守。承書從事、下當用者。破羌將軍軍吏士畢已過、具移所給吏士、賜諸裝實……」。本文によれば、破羌將軍の軍糧は敦煌郡・酒泉郡・張掖郡・武威郡・金城郡から錢と穀物に基づく。諸郡の錢と穀物は「農田官」が監督し、命令書は「大司農丞印」で封緘された。大司農丞の上官は大司農（国家財政の主管者）で、加藤繁（1952：35-156）によれば、少府率いる帝室財政とは別系統である。よって破羌將軍に軍糧は国家財政に基づく。国家財政を主管する官名は時代ごとに変化し、大司農は武帝太初元年（前 104 年）以来の官名で、新代には王莽が羲和、のち納言、後漢成立後に大司農に更名された。文中の諸郡のうち、金城郡は始元 6 年（前 86 年）に、他郡はそれ以前に成立している。すると本文は、前 86 年以降の両漢交替期（新朝期を除く）の命令文で、当時の前掲諸郡（敦煌を含む）には敵対的な羌人もいたとわかる。

⁴⁶ 『史記』卷 22 漢興以来将相名臣年表神爵元年欄「四月、樂成侯許延壽爲強弩將軍。後將軍充國擊羌。酒泉太守辛武賢爲破羌將軍。韓曾爲大司馬・車騎將軍」。

⁴⁷ 『漢書』卷 8 宣帝紀神爵元年（前 61 年）条「西羌反、發三輔・中都官徒弛刑、及應募伏飛射士・羽林孤兒・胡越騎・三河・潁川・沛郡・淮陽・汝南材官・金城・隴西・天水・安定・北地・上郡騎士・羌騎、詣金城。夏四月、遣後將軍趙充國・彊弩將軍許延壽擊西羌」。

⁴⁸ 前掲『漢書』卷 8 宣帝紀神爵元年（前 61 年）条。

以上のように、敦煌には従順な羌人もおれば、敵対的な羌人もいた。彼らは、おもに遊牧に従事しており、農業に従事していた可能性もなくはないが、ともかくシルクロード交易従事者はほとんどいなかったようである。では、彼ら羌人はどのような社会秩序を形成していたのか。

その手がかりをさぐると、たとえば懸泉漢簡（积粹第 235 条、II0216②：80）には「羌王唐調」、懸泉漢簡（II90DXT0113①:4）には「羌王索盧」とあり、羌人集団内には独自の上下関係があったことがうかがえる。懸泉漢簡（积粹第 252 条、II0213②：106）には「羌豪」もいる。前漢時代にかつて趙充国は皇帝に「羌人所以易制者、以其種自有豪、數相攻撃、勢不壹也」と上申したことがあり⁴⁹、これによれば「羌豪」はそれぞれ別々の種族を率いており、複数の羌豪を統括したのが「羌王」ということになる。

また羌人の自律的組織を調べるうえで、次簡にも注目される。

歸義壘渠歸種羌男子奴葛（II0114②:180、积粹第 240 条）

歸義聊榼良種羌男子芒東（II0114②:181）

歸義壘甬種羌男子潘胸（II0114③:423）

歸義壘卜苳種羌男子狼顛（II0114③:459）

歸義聊藏耶苳種羌男子東隣（II0214①:1）

歸義聊卑爲苳種羌男子唐堯（II0214①:2）

歸義聊卑爲苳種羌男子蹠當（II0214①:3）

歸義壘卜苳種羌男子封芒（II0214①:4）

歸義榼良種羌男子落蹠（II0214①:5）

■右榼良種五人（II0214①：6）

これらは「歸義」羌の人名記録である（以下、歸義簡）。ほかに「羌男子狼煎」（I90DXT0112②:39AB）、「壘羌龍耶種男子榦芒」（积粹第 242 条、II0214②:195）、「劉危種南歸」「藏耶苳種零虞」（积粹第 228 条、II0112①B:63）がおり、さらに次簡（I90DXT0210③:6）には「牢羌」「琅何羌」も登場する。

敦煌太守快使守屬充國送牢羌斥候羌候人十二。神爵二年十一月癸卯朔丙午、敦煌太守……以次琅何羌□君彊藏奉獻詣。行在所以令爲駕二乘傳。十一月辛未留宿。爲駕當舍傳舍如律令。

なかでも「牢羌」という種族名は『後漢書』西羌伝麻奴条にも、

七年夏、騎都尉馬賢與侯霸掩擊零昌別部牢羌於安定、首虜千人、得驢騾駱駝馬牛羊二萬餘頭、以畀得者。

とみえる。本文は永初7年（後 113 年）の記録である。よって「牢羌」は、少なくとも神爵2年（前 60 年）から永初7年（後 113 年）まで存在したとわかる。加えて「琅何」は「狼何」にも作り、『漢書』卷 69 趙充国伝において趙充国が「狼何」を陽關西南の「小月氏種」だと説明している⁵⁰。月氏をめぐっては従来、中国西北地方に古来広く分布し、やがて匈奴に敗れ、一部は西北地方に残って「小月氏種」とよばれたとするのが通説であったが、最近では月氏を中国西北地方出自種族でないとする説もあ

⁴⁹ 『漢書』卷 69 趙充国伝「羌人所以易制者、以其種自有豪、數相攻撃、勢不壹也」。

⁵⁰ 後月餘、羌侯狼何果遣使至匈奴藉兵、欲擊鄯善・敦煌以絕漢道。充國以爲「狼何小月氏種、在陽關西南、勢不能獨造此計、疑匈奴使已至羌中、先零・罕・开乃解仇作約。到秋馬肥、變必起矣。……」。

る⁵¹。ともあれ前掲簡からは次の点が指摘できる。

まず「歸義」は一般に、異種族が漢に帰順する意とされるが、史料上は典属国の司る「降者」と、服属の度合いの低い「歸義蠻夷」とを区別する見解もある⁵²。また最近では、「歸義」者は周辺民族に限らず、徼外から来入した者が県治に出頭して帰順する意であるとする論者もいる⁵³。だが後掲敦煌漢簡（2186）に「降歸義烏孫女子」とあり、「降」と「歸義」がどれほど厳密に区別されていたかは疑問もある。また徼外の漢人が漢に「歸義」する場合がありますのかどうかとも疑問である。さらに前漢前期の胡家草場漢簡（第 1272 簡）には、

亡道外蠻夷及略來歸自出外蠻夷人歸義者、皆得越邊塞徼入。

とあり、歸義者のなかには、「亡道外蠻夷」のみならず、「略來歸自出外蠻夷人」も含まれる（そしてそのなかに漢人は含まれていない）。加えて、西北の「歸義」は駱駝や驢馬を敦煌官吏に献上している例があり、敦煌漢簡（2186。釋 TH1906。大庭 370⁵⁴）に、

降歸義烏孫女子復奇獻驢一匹騂牡兩祛齒口歲。封頸以敦煌王都尉章。

とある。よって、献上品なき投降者が「歸義」とされたか否かも依然として不明である。これらの史料を総合的に解釈すると、どうやら敦煌の「歸義」者は、身分や性別に関わらず、漢への帰属を申し出た異種族を広くさす語であり、かつ漢人とは完全には同化していない状態にある者をさすと考えられる。

以上をふまえて種族名をみると、複雑怪奇な漢字名となっており、羌語の漢語訳と思われる。種族名を構成する字に注目すると、「壘」字を含む名（壘渠歸種・壘甬種羌・壘卜苳種・壘羌龍耶種）、「聊」字を含む名（聊蔵耶苳種・聊卑爲苳種）、「良」字を含む名（聊榼良種・榼良種）、「苳」字を含む名（壘卜苳種・聊蔵耶苳種・聊卑爲苳種・蔵耶苳種）が多い。なかでも「苳」字を含む種族は伝世文献にもみえ、『三国志』卷 30 東夷伝評裴松之注引魚豢『魏略』西戎伝には敦煌以西の南山中（陽関南方か）に「葱苳羌」がいたとあり⁵⁵、関係するものとみてよい。「良」字もよく羌人名に含まれ（良封・号良・忍良・吾良・滇良）、護羌使者の「良」（积粹第 224 条、II0215②：42）も羌人の可能性があり、「以夷制夷」政策による結果かもしれない。

次に人名に注目すると、「奴葛」「芒東」「潘胸」「狼顛」「東隣」「唐堯」「封芒」「落蹠」「南歸」「零虞」のとおりで、一見すると規則性はないようである。これに対して高栄氏は、こうした命名方法が西羌のいわゆる父子連名制に基づく点を指摘している⁵⁶。父子連名制とは、父の名前の一部を子どもが継承するという仕組のことである。ただし懸泉漢簡所見の羌人の人名がほんとうに父子連名制に基づくものかどうかは、なお確証がない。しかも王明珂氏は近年、漢代の羌人が父子連名制を採用していたとする通説を批判し、羌人の種族名は父の名前（たとえば迷唐であれば、迷か唐のどちらか一方）

⁵¹ Valerie Hansen (2017: 46-48)。

⁵² 熊谷滋三 (1997: 19-71)。最近の研究として渡邊英幸 (2017: 3-24) も参照されたい。

⁵³ 山元貴尚 (2017: 407-429)。

⁵⁴ 敦煌漢簡の积文番号は甘肅省文物考古研究所編 (1991) と大庭脩 (1990) による。図版は大庭本による。积文は図版によって柿沼自ら判断した。

⁵⁵ 燉煌西域之南山中、從婁羌西至葱嶺數千里、有月氏餘種葱苳羌・白馬・黃牛羌、各有酋豪、北與諸國接、不知其道里廣狹。

⁵⁶ 高栄 (2010:100-106)。

と、母の姓（彼女の出身種族の酋長名に由来）より構成され、酋長名はつねに種族名となったとする新説を提唱した。王氏の新説は、伝世文献所見の酋長名と種族名を従来以上に整合的に説明しうるものである⁵⁷。ただし、王氏自身も認めるように、この命名方法は種族名や酋長名に関わるものではあるが、それが西羌の一般的命名方法であったかどうかまでは従来不明であった。

そこで改めて前掲帰義簡所見羌人名の構成文字をみると、羌人名同士に重複があるほか、伝世文献所見の羌の人名や種族名とも重複が目立つ。『後漢書』西羌伝をみただけでも、「奴」字は麻奴、狐奴、「東」字は東吾、東號、東岸、東羌、「狼」字は參狼種、狼莫、「顛」は滇良、滇吾、滇岸、先零別種滇零、滇那、「唐」字は迷唐、鞏唐、種唐旄、「封」字は封養牢姐種、封養種、鍾羌良封、「零」字は先零、先零別種滇零、零昌、零吾に含まれる。すると西羌の一般的命名方法には、種族名や酋長名の命名方法と同じものとは限らぬものの、やはり血縁継承に伴う一定のルールがあったのではないか。

これより羌人社会には、いわゆる漢人社会とは異なる自律性があったものと思われる。かつて王明珂氏は、「羌」が彼らの内名でなく外名である点を指摘し⁵⁸、最近では王説をふまえ、漢代の「羌」は「漢人の意識の中のみ存在した「概念」に過ぎない」との説も出されている⁵⁹。しかし以上の考察をふまえると、漢帝国内部にはいわゆる上古漢語話者とは異なる集団が含まれており、少なくとも彼らの漢語名には一定の命名ルールがあった。彼らの言語・生活様式・支配秩序は、いわゆる上古漢語話者とは明らかに異なっていた。このように独自のルールをもつ彼らが、何らのアイデンティティも共有していなかったとは思われない。当該集団が外名の「羌」ときれいに一致するか否かはともかく、漢人側はしばしば通訳を交えながら当該集団と情報交換もしており、漢側の指称する外名としての「羌」が何らの実体的根拠も伴っていなかったとするのは言い過ぎであろう。

6. おわりに

本稿では近年新たに公開された敦煌懸泉漢簡等を活用することによって、漢代の西域と、敦煌における漢人・西域人・羌人の三者関係について検討を加えた。その結果、以下の点がわかった。

- ① 懸泉漢簡所見の西域人のうち、康居・蘇薹の人びとはもともと遠方より敦煌を訪れた者であった。とくに康居は、もともとフェルガナ北方からトルキスタン方面にいたる地域で遊牧生活を営む集団であったが、漢魏交替期までにサマルカンドを制圧するに至り、隣接する粟弋勢力を支配下に置き、彼らはやがて粟弋と同一視された。
- ② パミール方面と敦煌を結ぶ経路には、天山南路・西域南路のほかに、孔雀河沿いに吐谷渾・鄯善・且末を縦断する経路と、ホータン河流域を縦断する経路があった。
- ③ 漢代敦煌はとくに国際色豊かな東西交易の要衝で、漢人・西域人・匈奴に加え、羌人もおり、羌人はおもに遊牧に従属しており、なかには農耕に従事する者もいた可能性がある。漢は破羌將軍（不常置）を派遣するほか、護羌使者を派遣して軍事・行政双方を司らせた。
- ④ 敦煌郡在住の羌人（の一部）は、完全に漢人と同化することなく、「歸義」として分類された。彼

⁵⁷ 王明珂（柿沼陽平訳）（2007：157-195）。

⁵⁸ 王明珂（柿沼陽平訳）（2011：139-166）。

⁵⁹ 酒井駿多（2017：57-75）。

らは羌王—羌豪—羌人（一般男女）というヒエラルキーを有し、羌王や羌豪のもとで別々に種族を構成した。また羌の人名や種族名の命名方法には、羌人独自の血縁継承に伴うルールがあった。これより、羌人社会には、漢人社会とは異なる自律性があったものと思われる。繰り返すように、かつて王明珂氏は「羌」が彼らの内名でなく外名である点を指摘し、最近では王明珂説をふまえ、漢代の「羌」は「漢人の意識の中にのみ存在した「概念」に過ぎない」との説も出されているが、漢代には独特なルールに基づく漢語名を共有する集団があり、その集団こそが「羌」の核をなしたと考えられる（ただし、彼らの帰属意識と、漢側の有する「羌」認識とが、完全に一致するとは限らないという点はいままでのない）。

このように、漢代には康居・蘇薤などの西域諸国から使者や商人が来訪し、敦煌は国際色豊かな東西交易の要衝となったが、敦煌の漢人・西域人・羌人は完全には融合することなく、共存していた。漢人が農業や軍事、西域人が外交・商業に従事する一方で、羌人はおもに遊牧に従属し、あるいは農耕に従事する者もいた可能性があるが、交易に携わった形跡はない。こうした棲分けこそが国際都市敦煌の社会背景にあったと結論づけられる。

〈参考文献〉

【日文】

- 大庭脩 1990. 『大英図書館蔵敦煌漢簡』。同朋舎出版
- 小谷仲男 2015. 「敦煌懸泉漢簡に記録された大月氏の使者」, 『史窓』第 72 号。15-37 頁。
- 柿沼陽平 2018A. 『劉備と諸葛亮：カネ勘定の『三国志』』。文藝春秋社。
- 柿沼陽平 2018B. 「後漢時代における金銭至上主義の台頭」, 『中国古代貨幣経済の持続と転換』。汲古書院。63-101 頁。
- 加藤繁 1952. 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」, 『支那経済史考証』上。東洋文庫。35-156 頁。
- 金乗駿 2016. 「中国古代における対外貿易のかたち——敦煌懸泉置漢簡を手掛かりとして——」, 『東方学報（京都）』第 91 冊。530-550 頁。
- 熊谷滋三 1988. 「後漢の羌族内徙策について」, 『史滴』第 9 号。49-74 頁。
- 熊谷滋三 1997. 「前漢における「蛮夷降者」と「帰義蛮夷」」, 『東洋文化研究所紀要』第 134 冊。19-71 頁。
- 酒井駿多 2017. 「漢代の「羌」という虚像：白馬と東羌を例に」, 『上智史学』第 62 号。57-75 頁。
- 佐藤達郎 2018. 「漢代における周辺民族と軍事——とくに属国都尉と異民族統御官を中心に——」, 宮宅潔編『多民族社会の軍事統治——出土史料が語る中国古代』。京都大学学術出版会。215-242 頁。
- 白鳥庫吉 1970. 「西域史上の新研究」, 『白鳥庫吉全集』第 6 卷。岩波書店 90-91 頁。
- 関尾史郎 2019. 『三国志の考古学：出土資料からみた三国志と三国時代』。東方書店。
- 多田狷介 1999. 「黄巾の乱前史」, 『漢魏晋史の研究』。汲古書院。49-76 頁。
- 橘瑞超 2004. 「中亜探検」, 大谷探険隊著・長澤和俊編『シルクロード探検』。白水社。209-335 頁。
- 長澤和俊 1996. 「西域南道と精絶国考」, 『日中共同尼雅遺跡学術調査報告書』第 1 卷。228-266 頁。

- 埜博 1981. 「東・西羌の区分に関する一考察」, 『史滴』第2号。38-60頁。
- 松田壽男 1970. 『古代天山の歴史地理学的研究 [増補版]』。早稲田大学出版部。
- 粂山明 2001. 「漢代エチナ=オアシスにおける開発と防衛線の展開」, 富谷至編『流沙出土の文字資料——楼蘭・尼雅出土文書を中心に——』。京都大学学術出版会。427-475頁。
- 森安孝夫 2007. 『シルクロードと唐帝国』。講談社。
- 山元貴尚 2017. 「簡牘にみえる帰義について」, 『中国古代史研究 第八——創立七十周年記念論文集——』。研文出版。407-429頁。
- 早稲田大学長江流域文化研究所 2006. 『後漢書』西羌伝訳注(一), 『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第4号。304-424頁。
- 渡邊英幸 2017. 「戦国秦の国境を越えた人びと——岳麓秦簡『為獄等状』の「邦亡」と「帰義」を中心に——」, 『周縁領域からみた秦漢帝国』六一書房。3-24頁

【中文】

- 陳勇 2005. 「史記所見胡与匈奴称謂考」, 『民族研究』2005年第6期。60-68頁。
- 甘肅省文物考古研究所編 1991. 『敦煌漢簡』。中華書局。
- 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文物部古文献研究所・中国社会科学院歴史研究所編 1994. 『居延新簡 甲渠候官与第四隧』。中華書局。
- 甘肅簡牘保護研究中心等編 2011-2016. 『肩水金閔漢簡 (壹・貳・参・肆・伍)』。中西書局。
- 甘肅簡牘博物館・甘肅省文物考古研究所・陝西師範大学人文社会科学高等研究院・清華大学出土文献研究与保護中心編 2019. 『懸泉漢簡 壹』。中西書局。
- 甘肅簡牘博物館・甘肅省文物考古研究所・陝西師範大学人文社会科学高等研究院・清華大学出土文献研究与保護中心編 2020. 『懸泉漢簡 貳』。中西書局。
- 高栄 2010. 「敦煌懸泉漢簡所見河西的羌人」, 『社会科学戦線』2010年第10期。100-106頁。
- 顧頡剛 1977. 「天山南路之羌」, 『史林雜誌』。中華書局。
- 郝樹声・張徳芳 2009. 『懸泉漢簡研究』。甘肅文化出版。
- 何光岳 2000 『氏羌源流史』。江西教育出版社。
- 胡平生・張徳芳 2001. 『敦煌懸泉置漢簡积粹』。上海古籍出版社。
- 黄烈 1987 『中国古代民族史研究』。人民出版社。
- 李紀祥 1977. 「兩漢御羌策略」, 『劳貞一先生七秩栄慶論文集 (簡牘学報第五期)』。簡牘学会。443-466頁。
- 馬長寿 1984. 『氏与羌』。広西師範大学出版社。
- 馬智全 2011. 「漢代所見漢代河西羌人的生活状态」, 『西北民族大学学报 (哲学社会科学版)』第6期。38-43頁。
- 馬智全 2012. 「論漢簡所見漢代西域帰義現象」, 『中国边境史研究』第22卷第4期。13-18頁。
- 錢伯泉 1984. 「西域的羌族」, 『西北史地』第1期。34-40頁。
- 羌族簡史編写組 1986 『羌族簡史』。四川民族出版社。

- 尚新麗 1997. 「秦漢時期羌族的遷徙及社会狀況」, 『南都学壇 (哲学社会科学版)』第 5 期。4-7 頁。
- 宋超 2012. 「“匈奴人”与“胡虜”: 兩漢時期匈奴稱謂變化考察——以居延漢簡為中心的討論」, 『居延敦煌漢簡出土遺址實地考察論文集』。上海古籍出版社。69-84 頁。
- 汪桂海 2010. 「從出土資料談漢代羌族史的兩個問題」, 『西域研究』2010 年第 2 期, 1-7 頁。
- 王明珂 (柿沼陽平訳) 2007. 「中国漢代の羌 (三) ——生態学的辺境と民族的境界——」, 『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第 5 号。157-195 頁。
- 王明珂 (柿沼陽平訳) 2011. 「中国漢代の羌 (四) ——生態学的辺境と民族的境界——」, 『史滴』第 33 号。139-166 頁。
- 王明珂 (柿沼陽平訳) 2012. 「中国漢代の羌 (五) ——生態学的辺境と民族的境界——」, 『史滴』第 34 号。120-137 頁。
- 袁延勝 2009. 「懸泉漢簡所見康居与西漢的關係」, 『西域研究』2009 年第 2 期, 9-15 頁。
- 楊富学・樊麗沙 (森田大智訳) 2022. 「司馬遷の「行国」史観とその後世への影響」, 『中国文化の統一性と多様性』。汲古書院。247-267 頁。
- 楊建新 1988. 『中国西北少数民族史』。寧夏人民出版社。
- 余太山 2003. 『兩漢魏晋南北朝正史西域伝研究』。中華書局。
- 余太山 2005. 『兩漢魏晋南北朝正史西域伝要注』。中華書局。
- 張安福・田海峰 2021. 『環塔里木漢唐遺址』。廣東人民出版社。
- 張德芳 2009. 「从懸泉漢簡看楼蘭 (鄯善) 同漢朝的關係」, 『西域研究』第 4 期。7-16 頁。
- 周錫銀・李紹明・冉光荣 1985 『羌族史』。四川民族出版社。

【英語】

- Valerie Hansen, 2017. *The Silk Road: A New History with Documents*. Oxford University Press.
- Edwin G. Pullyblank, 1966. Chinese and Indo-Europeans, *The Journal of the Royal Asiatic Society of Great Britain and Ireland* 1/2 (April) 9-39.

【仏文】

- Étienne de La Vaissière, 2004. *Histoire des marchands sogdiens, Deuxième édition révisée et augmentée*. Paris: Collège de France, Institut des Hautes Études Chinoises (エチエンヌ・ドゥ・ラ・ヴェシエール著 影山悦子訳 2019. 『ソグド人商人の歴史』。岩波書店) .

(『雲漢』1号, 2023年3月26日)